

設計・施工技術検討会議ガイドライン

平成25年12月

中日本高速道路株式会社

1. 策定の背景

(1) 目的

設計・施工技術検討会議(以下「三者会議」という。)は工事着手前の段階において、三者会議の対象となった工事(以下「当該工事」という。)の発注者、施工者及び設計者が設計図書と現場の整合性、設計思想や設計条件の確認及び設計における配慮事項について意見交換することで、工事施工の円滑化と工事目的物の品質向上、耐久性向上、点検・補修の確実性及び容易性の向上並びに参加者の技術力向上を目的としている。

(2) 背景

三者会議については、平成21年4月より試行実施しており、三者会議経験者からの主な意見は次のとおりである。

- ✓ 問題点の早期抽出から方針決定、問題解決がスムーズである
- ✓ 施工時に発生する課題の確認により、新たな設計成果の品質向上が図れる
- ✓ 設計業務等の成果の品質を確保するために三者会議の一層の活用をしてほしい
- ✓ 役割分担や検討項目等の会議実施方法が明確でないことで、会議や資料作成に時間がかかる
- ✓ 契約内容が他工種にわたる場合、会議の開催頻度が足りない、開催時期が早い

一方、笹子トンネル天井板落下事故の発生を受けて、国土交通省が設置したトンネル天井板落下事故に関する調査・検討委員会の報告書が平成25年6月18日に発表された。この報告書では、「道路構造物の今後の設計、施工、維持管理等のあり方」が示されており、これらを踏まえて当社が平成25年7月26日に発表した安全性向上3カ年計画において、「施工においては設計上の前提条件などを受発注者間で情報共有」することが、安全性向上の具体的な取り組みとして定められた。

このような経緯から、三者会議の一層の活用を図るため三者会議の対象工事等について、見直しすることとした。又、会議運営の円滑化を図るため、発注者、施工者、設計者の役割分担及び手続き等について、「設計・施工技術検討会議ガイドライン」を策定した。

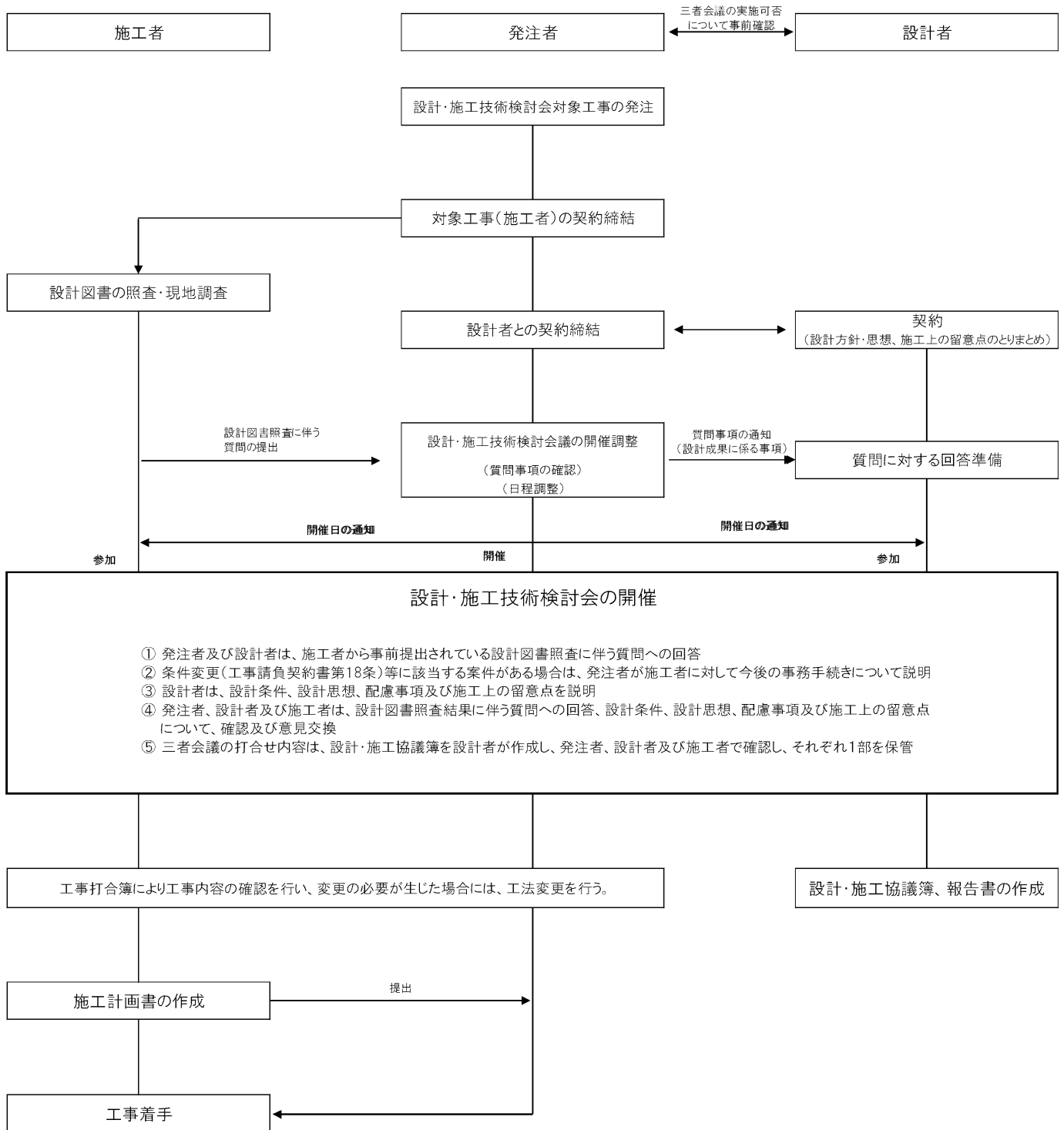
2. 対象工事

三者会議の対象工事は、新規契約又は契約中工事に係らず、工事施工の円滑化と工事目的物の品質向上、耐久性向上、点検・補修の確実性及び容易性の向上の観点から必要と認められる工事を対象とする。

3. 会議手続きフロー

三者会議の手続きフローは以下のとおりとする。

設計・施工技術検討会議手続きフロー



4. 三者会議の構成員

三者会議の構成員は、次を標準とする。

- (1) 発注者： 当該工事の監督員、副監督員、主任補助監督員、補助監督員及び主任管理員、管理員
- (2) 施工者： 当該工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、本支店を含めた工事担当技術者
- (3) 設計者： 当該工事に係る詳細設計等を担当した建設コンサルタントの対象業務の管理技術者、担当技術者

5. 設計者との契約

(1) 設計者との契約

事務所等の所長は、三者会議への出席及び資料作成を行う「〇〇」工事設計・施工技術検討業務(以下「検討業務」という。)について、三者会議開催ごとに設計者と契約を締結する。

なお、契約中工事において三者会議を開催する場合も同様とする。

6. 三者会議の開催及び運営

(1) 開催時期及び開催回数

三者会議は、工事着手前に1回開催することを標準とするが、契約内容が他工種にわたる場合、工事着手後に設計思想や条件の確認が必要となった場合は、必要に応じて三者会議を開催できるものとする。

なお、当該工事及び検討業務の監督員は、施工者及び設計者と調整して開催日を決定し、打合せ簿により通知するものとする。

(2) 確認・検討項目

三者会議における確認・検討項目は以下のとおりとし、総合評価方式における技術提案や設計図書に記載が無い新たな項目については、検討項目としない。

- ① 設計図書の照査結果
- ② 設計図書に明示されている施工条件
- ③ 詳細設計等の設計条件、思想及び配慮事項
- ④ 設計・施工に関する意見交換

(3) 事前準備

三者会議が有効かつ効率的に行われるよう、発注者、施工者、設計者は三者会議開催までに以下の事前準備を行うものとする。

- ① 施工者は、工事契約後速やかに「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン」の巻末資料「設計図書の照査項目一覧表」を参考に設計図書の照査及び現地調査を実施するとともに、対象工事の施工計画立案に際しての疑問点、確認事項を設計図書照査に伴う質問・回答書(様式1)にとりまとめて発注者に提出する。

- ② 発注者は、施工者から提出された設計図書照査に伴う質問・回答書(様式1)に対する回答を作成し、設計成果に係る質問は設計者に回答の作成を依頼する。
- ③ 設計者は、発注者より依頼を受けた設計成果に係る質問等について、回答を作成するとともに、当該工事における設計条件、設計思想、配慮事項及び施工上の留意点を取りまとめた資料を作成する。

(4) 三者会議の運営

- ① 発注者及び設計者は、施工者から事前提出されている設計図書照査に伴う質問への回答を行う。
- ② 条件変更(工事請負契約書第18条)等に該当する案件がある場合は、発注者が施工者に対して今後の事務手続きについて説明を行う。
- ③ 設計者は、設計条件、設計思想、配慮事項及び施工上の留意点を説明する。
- ④ 発注者、設計者及び施工者は、設計図書照査結果に伴う質問への回答、設計条件、設計思想、配慮事項及び施工上の留意点について確認及び意見交換を行う。
- ⑤ 三者会議の打合せ内容は、「設計・施工協議簿(別紙2)」を設計者が作成し、発注者、設計者及び施工者で確認し、それぞれ1部を保管する。

第●回				追番		●/●		頁
発注者 印	監督員	副監督員	主任補助 監督員	補助 監督員	主任管理員	管理員		
施工者 印	現場代理人							
設計者 印	管理技術者							
工事名	●●道 ●●工事			日 時	平成●年●月●日 ●●:●●~●● ●:●●			
				場 所	●●事務所 会議室			
出席者名	発注者側	NEXCO中日本:●●、●●						
	施工者側	●●建設(株):●●、●●						
	設計者側	●●コンサルタント:●●、●●						

※A4サイズで3部作成し、発注者、施工者、設計者、各1部を保有するものとし、必要に応じて設計計算書や図面等を必要最小限添付する。